

京都市上下水道企業管理規程第20号

京都市水道局及び下水道局専決規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局専決規程の全部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局専決規程の全部を次のように改める。

京都市上下水道局専決規程

(目的)

第1条 この規程は、京都市上下水道局組織及び事務処理規程（以下「組織及び事務処理規程」という。）第2条に規定する次長，部長，水質管理センター所長及び課長等（以下「専決権者」という。）が行う専決及び代決に関し必要な事項を定め，組織的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。

(専決及び責任)

第2条 専決権者は，別に定めがある場合を除くほか，この規程の定めるところにより専決し，その責任を負うものとする。

2 専決権者は，重要若しくは異例と認める事項又は解釈上疑義のある事項については，専決を付与されている案件であっても上司の決定を受けなければならない。

3 専決権者は，組織及び事務処理規程第1条に規定する他の部等に必然的に関連を有する事項については，当該部等の長に協議しなければならない。

(専決事項)

第3条 専決権者の共通の専決事項は，別表第1のとおりとする。

第4条 個別の専決権者に特定された専決事項は，別表第2のとおりとする。

(報告)

第5条 専決権者は、この規程の定めるところにより専決した事項で、必要と認めるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(事故がある場合の代決)

第6条 第2条及び前条の規定は、専決権者に事故がある場合において、その職務を代理する者が当該専決権者に付与された専決事項を代決するときについて準用する。

別表第1（第3条関係）

専 決 権 者	専 決 事 項
部長	<p>(1) 所属の課長及びこれに準じる者以上の者の休暇（介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属の課長等及びこれに準じる者以上の者の出張並びに復命に関する事。</p> <p>(3) 業務に係る軽易な申請及び届出に関する事。</p> <p>(4) 条例、規程等に基づく軽易な許可、承認及び決定等に関する事。</p> <p>(5) 工事施行決定後の1件10,000,000円以下の建設改良工事用材料（貯蔵品を除く。）購入費の支出に関する事。</p>
課長、所長、場長及び支所長	<p>(1) 所属職員の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(5) 軽易な又は定例の申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。</p> <p>(6) 軽易な又は定例の証明付与に関する事。</p> <p>(7) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事。</p> <p>(8) 文書主任及び文書副主任の任免に関する事。</p>
課長（組織及び事務処理規程第1	<p>(1) 使用料、手数料、受託工事収益その他諸収入の調定及び徴収に関する事。</p>

条第1項に規定する課長に限る。)	(2) 1件2,000,000円以下の物件, 労力その他の調達に関すること。 (3) 工事施行決定後の1件3,000,000円以下の建設改良工事用材料(貯蔵品を除く。)購入費の支出に関すること。 (4) ガス, 電気, 電話料金等定例の経費の支出に関すること。 (5) 1件100,000円以下の別に定める経費の支出に関すること。 (6) 別に定める単価契約済の物件, 労力, その他の調達契約に関すること。
------------------	--

別表第2 (第4条関係)

専決権者	専決事項
次長	(1) 所属の部長及びこれに準じる者以上の者の休暇(介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関すること。ただし, 7日以上のもを除く。 (2) 所属の部長及びこれに準じる者以上の者の5日以内の出張及び復命に関すること。 (3) 職務に専念する義務の免除に関すること。 (4) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(次号において「規則」という。)第5条による許可に関すること。 (5) 所属職員に係る規則第7条による承認に関すること。 (6) 職員の研修に関すること。 (7) 申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。 (8) 告示及び公告の決定に関すること。 (9) 職務公舎等に係る入退者に関すること。 (10) 1件5,000,000円以下の収入に関すること。

- (11) 1件3,000,000円以下の支出に関する事。
- (12) 1件3,000,000円以上の予備費の充用に関する事。
- (13) 1件10,000,000円以下の予定支出の相互流用に関する事。
- (14) 1件100,000,000円以下の工事の施行に関する事。
- (15) 1件10,000,000円以下の物件、労力その他の調達及びこれに伴う経費の支出に関する事。
- (16) 1件20,000,000円以下の工事用資材の購入費の支出に関する事。
- (17) 1件100,000,000円以下の請負費の支出に関する事。
- (18) 1件1,000,000円以下の物件の用途廃止に関する事。
- (19) 1件時価3,000,000円以下の不用物件の売却及び他物件との交換並びにこれらの契約に関する事。ただし、土地、建物及び立木を除く。
- (20) 1件賃料月額500,000円以下の物件の賃借及び賃借契約に関する事。ただし、物件、労力その他の調達に係るものを除く。
- (21) 1件使用料年額3,000,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
- (22) 使用料、手数料その他諸収入の減免に関する事。
- (23) 負担の伴わないもので見積価額又は金額5,000,000円未満の金品の寄付受納に関する事。
- (25) 一時借入金の借入れ及び元利償還に関する事。
- (26) 企業債の収入及び元利償還並びにこれらに伴う経費の支出に関する事。
- (27) 国庫補助金の収入に関する事。

	<p>(28) 1件 20,000,000 円以下の工事負担金に関する事。</p> <p>(29) 1件 100,000,000 円以下の工事請負契約に関する事。</p> <p>(30) 1件 80,000,000 円以下の物件、労力その他の調達契約に関する事。</p> <p>(31) 競争入札参加資格の承認に関する事。</p>
<p>総務部長</p>	<p>(1) 営利企業従事の許可に関する事。</p> <p>(2) 臨時傭員に関する事。</p> <p>(3) 1件 2,000,000 円以下の収入に関する事。</p> <p>(4) 1件 1,000,000 円以下の支出に関する事。</p> <p>(5) 1件 3,000,000 円以下の予定支出の相互流用に関する事。</p> <p>(6) 1件 10,000,000 円以下の工事用資材の購入費の支出に関する事。</p> <p>(7) 1件 50,000,000 円以下の請負費の支出に関する事。</p> <p>(8) 1件 5,000,000 円以下の物件、労力、その他の調達及びこれに伴う経費の支出に関する事。</p> <p>(9) 1件 50,000,000 円以下の工事施行に関する事。</p> <p>(10) 1件時価 1,000,000 円以下の不用物件の売却及び他物件との交換並びにこれらの契約に関する事。ただし、土地、建物及び立木を除く。</p> <p>(11) 1件賃料月額 200,000 円以下の物件の賃借及び賃借契約に関する事。ただし、物件、労力その他の調達に係るものを除く。</p> <p>(12) 工事（委託、調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関する事。</p>

- (13) 1件使用料年額500,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (14) 負担の伴わないもので見積価額又は金額400,000円未満の金品の寄付受納に関すること。
- (15) 1件300,000円以下の物件の用途廃止に関すること。
- (16) 1件500,000,000円以下の一時借入金の借入れ及び元利償還に関すること。
- (17) 1件10,000,000円以下の工事負担金の収入に関すること。
- (18) 1件50,000,000円以下の工事請負契約に関すること。
- (19) 1件10,000,000円以下の物件, 労力その他の調達契約に関すること。
- (20) 京都市地域水道の管理に関する条例(次号から第28号までにおいて「条例」という。)第3条及び第7条による承認に関すること。
- (21) 条例第4条による水道メーターの設置に関すること。
- (22) 条例第8条による設計の審査に関すること。
- (23) 条例第9条による完了検査に関すること。
- (24) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。
- (25) 条例第19条による指導, 助言及び勧告に関すること。
- (26) 条例第21条による立入検査に関すること。
- (27) 条例第22条による給水の停止に関すること。
- (28) 条例第23条による給水装置の切離しに関すること。

総務課長

- (1) 広報に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 庁中取締りに関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。 (5) 軽易な又は定例の調査に関する事。 (6) 各種統計及び資料の収集に関する事。 (7) 文書の整理、編さん及び保存に関する事。 (8) 市役所及び区役所の掲示場への掲示事項に関する事。 (9) 例規集の編さんに関する事。 (10) 事業用土地建物の登記に関する事。 (11) 使用期間1年未満の行政財産の目的外使用の許可（使用期間が通算して1年以上になる場合の更新許可を除く。）に関する事。 (12) 1件賃料月額40,000円以下の物件の借受けに関する事。ただし、物件、労力その他の調達に係るものを除く。 (13) 物件の保管転換（資器材・防災センターの所管に属するものを除く。）に関する事。 (14) 1件時価500,000円以下の不用物件の売却及び他物件との交換に関する事。 (15) 土地立入測量に関する事。 (16) 1件10,000,000円以下の工事施行に関する事。 (17) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (18) 軽易な物件の貸与に関する事。
職員課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽易又は定例の調査に関する事。 (2) 職員の公務災害の認定に関する事。 (3) 職員の給与等の支給に関する事。 (4) 所得税、市民税等の源泉徴収に関する事。 (5) 衛生管理者、作業主任者、安全運転管理者及び火元責任者の任免

	<p>に關すること。</p> <p>(6) 退職職員の失業の認定に關すること。</p> <p>(7) 職員の健康検診の実施に關すること。</p> <p>(8) 職員の認定旅費支給に關すること。</p> <p>(9) 職員の給与に対する債権差押に關すること。</p> <p>(10) 職員の扶養親族の認定に關すること。</p> <p>(11) 職員の通勤手当の支給の認定に關すること。</p> <p>(12) 職員の住居手当の支給の認定に關すること。</p> <p>(13) 児童手当法による児童手当の受給資格及び額の認定に關すること。</p> <p>(14) 職員の被服貸与に關すること。</p> <p>(15) 労働組合、職員等厚生会、京都市職員共済組合及び京都市健康保険組合の業務による職員の職務専念の義務免除に關すること。</p> <p>(16) 健康保険法及び厚生年金保険法による資格証明に關すること。</p> <p>(17) 退隠料及び遺族扶助料の支給に關すること。</p> <p>(18) 職員証及びき章の発行に關すること。</p>
職員課研修担当課長	(1) 職員の軽易な研修に關すること。
経理課長	<p>(1) 会計伝票に關すること。</p> <p>(2) 1件 1,000,000円以下の収入に關すること。</p> <p>(3) 1件 500,000円以下の支出に關すること。</p> <p>(4) 1件 1,000,000円以下の予定支出の相互流用に關すること。</p> <p>(5) 1件 10,000,000円以下の請負費の支出に關すること。</p> <p>(6) 1件 3,000,000円以下の工事用資材の購入費の支出に關すること。</p>

	<p>と。</p> <p>(7) 1件2,000,000円以下の物件、労力その他の調達に伴う経費の支出に関すること。</p> <p>(8) 自動車保険に係る免責金の支出に関すること。</p> <p>(9) 金銭及び有価証券の出納に関すること。</p> <p>(10) 預金利息に関すること。</p> <p>(11) 上下水道事業会計間における資金繰替賃借に関すること。</p> <p>(12) 1件200,000,000円以下の一時借入金の借入れ及び元利償還に関すること。</p> <p>(13) 1件5,000,000円以下の工事負担金の収入に関すること。</p> <p>(14) 地域水道課に係る支出命令に関すること。</p> <p>(15) 地域水道課に係る1件100,000円以下の契約に関すること。ただし、工事請負契約を除く。</p>
用度課長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の物件、労力その他の調達契約に関すること。</p> <p>(2) 1件10,000,000円以下の工事請負契約に関すること。</p> <p>(3) 1件時価500,000円以下の不用物件(土地、建物及び立木を除く。)の売却及び他物件との交換契約に関すること。</p> <p>(4) 単価契約済のものに係る契約に関すること。</p> <p>(5) 1件賃料月額100,000円以下の物件(土地、建物及び立木を除く。)の賃借契約に関すること。</p> <p>(6) 入札保証金及び契約保証金の納入及び還付に関すること。</p>
営業課長	<p>(1) 営業所の業務上生じた事故の応急処置に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 軽易な又は定例の調査に関する事。 (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関する事。 (4) 予納金の徴収に関する事。 (5) 水道メーター損失弁償金の徴収に関する事。 (6) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関する事。 (7) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の徴収に関する事。 (8) 井戸汚水等の認定に関する事。 (9) 京都市公共下水道事業条例第17条第4項に規定する認定に関する事。
地域水道課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担当事務に係る市有財産等の登記に関する事。
資器材・防災センター所長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 貯蔵品（活性炭を除く。）の出納に関する事。 (2) 前号に規定する貯蔵品の京都市上下水道局会計規程（以下次号において「規程」という。）第28条の規定による前渡に関する事。 (3) 規程第33条に規定する物品の保管転換に関する事。 (4) 1件時価500,000円以下の不用物件の売却に関する事。 (5) 1件200,000円以下の車両修理契約及び修理費の支出に関する事。 (6) 車両の管理に関する事。 (7) 水道メーター試験に関する事。
営業所長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水の承認及び給水の停止に関する事。 (2) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の施行に関する事。

すること。

- (3) 給水装置工事の承認並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関する事(水洗便所設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査を除く。)
- (4) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の請負契約に関する事。
- (5) 1件5,000,000円以下の工事負担金の額の決定及び収入に関する事。
- (6) 水道メーターの設置及び取替えに関する事。
- (7) 給水装置工事の検査に関する事。
- (8) 加入金の調定及び徴収に関する事。
- (9) 給水装置工事の費用の決定及び分割納入の承認に関する事。
- (10) 給水装置工事の費用並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関する事。
- (11) 水道の使用水量の決定並びに調定、徴収及び精算に関する事。
- (12) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収に関する事。
- (13) 予納金の額の決定並びに調定、徴収及び精算に関する事。
- (14) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定並びにその使用料の調定、徴収及び精算に関する事。
- (15) 給水装置工事用材料の売却並びにその売却代金の調定及び徴収に関する事。
- (16) 水道メーターの損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関する事。
- (17) 証明手数料の調定及び徴収に関する事。

	<p>(18) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関すること。</p> <p>(19) 水洗便所築造工事貸付金償還金に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(20) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関すること。</p>
水道部長	<p>(1) 1件 50,000,000 円以下の工事施行に関すること。</p> <p>(2) 1件 5,000,000 円以下の物件，労力その他の調達に関すること。</p> <p>(3) 工事（委託，調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関すること。</p> <p>(4) 1件 10,000,000 円以下の工事負担金の額の決定に関すること。</p> <p>(5) 疏水の停止及び取水量の減少に関すること。</p> <p>(6) 疏水運河に係る 1件使用料年額 500,000 円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>
水道部管理課長	<p>(1) 広報に関すること。</p> <p>(2) 広聴に関すること。</p> <p>(3) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。</p> <p>(4) 軽易な又は定例の調査に関すること。</p> <p>(5) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関すること。</p> <p>(6) 活性炭の出納に関すること。</p> <p>(7) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p>
給水課長	<p>(1) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関すること。</p> <p>(2) 1件 5,000,000 円以下の工事負担金の額の決定に関すること。</p>

配水課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件 10,000,000円以下の工事施行に関する事。 (2) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (3) 路面復旧工事の施行通知に関する事。 (4) 1件 5,000,000円以下の工事負担金の額の決定に関する事。
工務課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件 10,000,000円以下の工事施行に関する事。 (2) 1件 5,000,000円以下の工事負担金の額の決定に関する事。 (3) 工事の着手及び中止命令に関する事。
配水事務所長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属の職員の休暇（介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関する事。 (2) 所属の職員の出張及び復命に関する事。 (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。 ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 業務に係る軽易な申請及び届出に関する事。 (5) 条例、規程等に基づく軽易な許可、承認及び決定等に関する事。 (6) 軽易な又は定例の証明付与に関する事。 (7) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事。 (8) 文書主任及び文書副主任の任免に関する事。 (9) 1件 2,000,000円以下の物件、労力その他の調達に関する事。 (10) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出に関する事。 (11) 1件 100,000円以下の別に定める経費の支出に関する事。 (12) 別に定める単価契約済の物件、労力、その他の調達契約に関する事。 (13) 断水の処置に関する事。

	(14) 工事の着手及び中止命令に関すること。
浄水場長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行に関すること。 (2) 1件2,000,000円以下の調査、測量及び設計委託に関すること。 (3) 工事の着手及び中止命令に関すること。
疏水事務所長	(1) 土地立入測量に関すること。 (2) 1件10,000,000円以下の工事施行に関すること。 (3) 1件2,000,000円以下の調査、測量及び設計委託に関すること。 (4) 使用期間1年未満の行政財産の目的外使用の許可（使用期間が通算して1年以上になる場合の更新許可を除く。）に関すること。 (5) 疏水に関する使用料の調定及び徴収に関すること。 (6) 工事の着手及び中止命令に関すること。
下水道部長	(1) 1件50,000,000円以下の工事施行に関すること。 (2) 1件5,000,000円以下の物件、労力その他の調達に関すること。 (3) 工事（委託、調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関する こと。 (4) 1件5,000,000円以下の工事負担金の額の決定に関すること。
下水道部 管理課長	(1) 広報に関すること。 (2) 広聴に関すること。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。 (4) 軽易な又は定例の調査に関すること。 (5) 1件10,000,000円以下の工事施行に関すること。 (6) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (7) 路面復旧工事の施行通知に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 排水設備工事の施行に関する事。 (9) 排水設備工事計画の確認に関する事。 (10) 排水設備の検査に関する事。 (11) 生活扶助世帯水洗便所設置費補助金及び水洗便所設置特別助成金の交付に関する事。 (12) 水洗便所築造工事貸付金償還金（未納分に限る。）の徴収及びその延滞金の調定及び徴収に関する事。 (13) 水洗便所築造工事貸付金償還金に係る延滞金の減免に関する事。
施設課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。 (2) 軽易な又は定例の調査に関する事。 (3) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関する事。 (4) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (5) 下水道法（以下次号及び第8号において「法」という。）第11条の2による使用の開始等及び公共下水道事業条例第11条の2による除害施設の設置等の届出に係る措置に関する事。 (6) 法第12条の6第2項による期間の短縮及び下水道法施行規則第11条による受理書の交付に関する事。 (7) 除害施設及び特定施設の検査に関する事。 (8) 法第39条の2による報告の徴収に関する事。 (9) 特別汚水の認定に関する事。
管路設計課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関する事。
管路建設課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の着手及び中止命令に関する事。

施設設計課長	(1) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関する事。
施設建設課長	(1) 工事の着手及び中止命令に関する事。
鳥羽水環境保全センター所長	<p>(1) 所属の職員の休暇（介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属の職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。 ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(5) 業務に係る軽易な申請及び届出に関する事。</p> <p>(6) 条例、規程等に基づく軽易な許可、承認及び決定等に関する事。</p> <p>(7) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事。</p> <p>(8) 文書主任及び文書副主任の任免に関する事。</p> <p>(9) 1件 30,000,000 円以下の工事施行に関する事。</p> <p>(10) 1件 3,000,000 円以下の物件、労力その他の調達に関する事。</p> <p>(11) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出に関する事。</p> <p>(12) 1件 100,000 円以下の別に定める経費の支出に関する事。</p> <p>(13) 別に定める単価契約済の物件、労力、その他の調達契約に関する事。</p> <p>(14) 工事の着手及び中止命令に関する事。</p>
管路管理センター所長及び支所長	<p>(1) 1件 10,000,000 円以下の工事施行に関する事。</p> <p>(2) 1件 2,000,000 円以下の調査、測量及び設計委託に関する事。</p> <p>(3) 1件 1,000,000 円以下の取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の請負契約に関する事。</p>

- (4) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに取付管維持工事費、雨水ます工事費及び小規模工事費の調定及び徴収に関すること。
- (5) 工事の着手及び中止命令に関すること。
- (6) 排水設備工事の施行に関すること。
- (7) 排水設備工事計画の確認及び排水設備のしゅん工検査に関すること。
- (8) 排水設備の検査に関すること。
- (9) 取付管新設工事（供用中の公共下水道の処理区域内における取付管新設工事で、1件1,000,000円以下のものに限る。）及び排水設備工事の請負契約に関すること。
- (10) 取付管新設工事（供用中の公共下水道の処理区域内における取付管新設工事に限る。第13号において同じ。）の費用及び排水設備工事の費用の決定に関すること。
- (11) 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。）の費用の調定及び徴収に関すること。
- (12) 排水設備工事の費用の分割納入の承認に関すること。
- (13) 取付管新設工事の費用及び排水設備工事のしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (14) 水洗便所築造工事資金の貸付けの承認及び貸付金額等の決定に関すること。
- (15) 水洗便所設置奨励金の交付決定に関すること。
- (16) 水洗便所の設置の伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関すること。

ポンプ施設事務

- (1) 1件10,000,000円以下の工事施行に関すること。

所長	(2) 1件2,000,000円以下の調査, 測量及び設計委託に関する事。 (3) 工事の着手及び中止命令に関する事。
水環境保全センター所長(鳥羽水環境保全センター所長を除く。)	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行に関する事。 (2) 1件2,000,000円以下の調査, 測量及び設計委託に関する事。 (3) 工事の着手及び中止命令に関する事。
水質管理センター所長	(1) 所属の課長及びこれに準じる者以上の者の休暇(介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関する事。 (2) 所属の課長等及びこれに準じる者以上の者の出張並びに復命に関する事。 (3) 業務に係る軽易な申請及び届出に関する事。 (4) 条例, 規程等に基づく軽易な許可, 承認及び決定等に関する事。 (5) 水質に関する試験その他処理(委託によるものを含む。)に関する事。
水質管理センター水質第1課長	(1) 広報に関する事。 (2) 広聴に関する事。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。 (4) 軽易な又は定例の調査に関する事。

附 則

この規程は, 公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)